

JFE 扇島火力発電所更新計画

環境影響評価準備書についての 意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 4 月

JFE スチール株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	3
(5) 縦覧者数.....	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解	11

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成28年2月12日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

平成28年2月12日（金）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（日本経済新聞のみ2月13日（土）付け）

（別紙1参照）

- ・朝日新聞（朝刊21面、神奈川県版、朝刊21面、都内南部版）
- ・読売新聞（朝刊31面、神奈川県版、朝刊31面、都内版）
- ・毎日新聞（朝刊25面、神奈川県版、朝刊25面、都内版）
- ・日本経済新聞（朝刊39面、神奈川県版、朝刊39面、都内版）
- ・東京新聞（朝刊18面、都内版）
- ・神奈川新聞（朝刊21面、全県版）

② 上記の公告に加え以下の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ホームページに平成28年2月12日（金）から掲載

<http://www.jfe-steel.co.jp/works/east/keihin/env-powerplant.html>

（別紙2参照）

(3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎42ヶ所、当社施設1ヶ所の計43ヶ所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

① 自治体庁舎

- ・神奈川県環境農政局環境部環境計画課（横浜市中区日本大通1）
- ・神奈川県県民局暮らし県民部広報県民課横浜駐在事務所（かながわ県民センター）
（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）
- ・神奈川県県民局暮らし県民部広報県民課川崎駐在事務所（川崎県民センター）
（川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館）
- ・神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部（横須賀市日の出町2-9-19）
- ・神奈川県県央地域県政総合センター環境部（厚木市水引2-3-1）
- ・神奈川県湘南地域県政総合センター環境部（平塚市西八幡1-3-1）
- ・神奈川県県西地域県政総合センター環境部（小田原市荻窪350-1）
- ・川崎市環境局環境評価室（川崎市川崎区宮本町1）

- ・川崎市川崎区役所まちづくり推進部総務課（川崎市川崎区東田町 8）
- ・川崎市川崎区役所大師支所（川崎市川崎区東門前 2-1-1）
- ・川崎市川崎区役所田島支所（川崎市川崎区鋼管通 2-3-7）
- ・川崎市幸区役所まちづくり推進部総務課（川崎市幸区戸手本町 1-11-1）
- ・川崎市幸区役所日吉出張所（川崎市幸区南加瀬 1-7-17）
- ・川崎市中原区役所まちづくり推進部総務課（川崎市中原区小杉町 3-245）
- ・横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課（横浜市中区真砂町 2-22）
- ・横浜市鶴見区役所総務部区政推進課（横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1）
- ・横浜市神奈川区役所総務部区政推進課（横浜市神奈川区広台太田町 3-8）
- ・横浜市西区役所総務部区政推進課（横浜市西区中央 1-5-10）
- ・横浜市中区役所総務部区政推進課（横浜市中区日本大通 35）
- ・横浜市南区役所総務部区政推進課（横浜市南区浦舟町 2-33）
- ・横浜市港北区役所総務部区政推進課（横浜市港北区大豆戸町 26-1）
- ・東京都環境局総務部環境政策課
（東京都新宿区西新宿 2-8-1 第 2 本庁舎 8 階）
- ・東京都環境局多摩環境事務所（東京都立川市錦町 4-6-3）
- ・大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課（大田区蒲田 5-13-14）
- ・大田区大森東特別出張所（大田区大森南 4-9-1）
- ・大田区大森西特別出張所（大田区大森西 2-3-3）
- ・大田区入新井特別出張所（大田区大森北 1-10-14）
- ・大田区馬込特別出張所（大田区中馬込 3-25-5）
- ・大田区池上特別出張所（大田区池上 1-29-6）
- ・大田区新井宿特別出張所（大田区中央 1-21-6）
- ・大田区嶺町特別出張所（大田区田園調布本町 7-1）
- ・大田区田園調布特別出張所（大田区田園調布 2-20-1）
- ・大田区鶴の木特別出張所（大田区南久が原 2-30-5）
- ・大田区久が原特別出張所（大田区久が原 4-12-10）
- ・大田区雪谷特別出張所（大田区東雪谷 3-6-2）
- ・大田区千束特別出張所（大田区南千束 2-16-19）
- ・大田区六郷特別出張所（大田区仲六郷 2-42-2）
- ・大田区矢口特別出張所（大田区矢口 2-21-14）
- ・大田区蒲田東特別出張所（大田区蒲田本町 2-1-1）
- ・大田区蒲田西特別出張所（大田区西蒲田 7-12-7）
- ・大田区糎谷特別出張所（大田区西糎谷 2-14-13）
- ・大田区羽田特別出張所（大田区羽田 1-16-14）

② 当社施設

- ・ J F E スチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）
（川崎市川崎区南渡田町 1-1 京浜ビル 1F）

③ インターネットの利用による公表

- ・当社ホームページ上における下記のウェブサイトにて準備書及び要約書を公表した。

<http://www.jfe-steel.co.jp/works/east/keihin/env-powerplant.html>

(別紙 2 参照)

(4) 縦覧期間

縦覧期間は、平成 28 年 2 月 12 日（金）から平成 28 年 3 月 14 日（月）（土曜日・日曜日・祝日を除く）、縦覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとした（自治体の縦覧場所は、開庁日時による）。[閲覧は、3 月 28 日（月）まで実施]

なお、インターネットの利用による公表については、平成 28 年 2 月 12 日（金）から平成 28 年 3 月 28 日（月）まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者確認簿記載者数 9 名

(内訳)

- ・川崎市施設 4 名
- ・横浜市施設 5 名
- ・東京都施設 0 名
- ・大田区施設 0 名
- ・JFE スチール株式会社東日本製鉄所 0 名

② 準備書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数：2,752 回

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
平成 28 年 2 月 21 日（日） 10 時から 12 時まで	サンピアンかわさき（川崎市立労働会館）	8 名
平成 28 年 2 月 22 日（月） 19 時から 21 時まで	横浜市鶴見公会堂	19 名
平成 28 年 3 月 7 日（月） 19 時から 21 時まで	サンピアンかわさき（川崎市立労働会館）	11 名
平成 28 年 3 月 8 日（火） 19 時から 21 時まで	大森スポーツセンター	7 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年2月12日（金）から平成28年3月28日（月）（縦覧期間及びその後2週間）まで受け付けた。なお、郵送受付は当日必着とした。

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見用紙（別紙3参照）などにより、次の方法で意見を受け付けた。

① 当社への郵送による書面の提出（縦覧期間及びその後2週間）

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2名2通（意見の総数：14件）であった。

日刊新聞紙に掲載した公告内容
(朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、神奈川新聞)

平成 28 年 2 月 12 日 (金) 掲載 (日本経済新聞のみ 2 月 13 日 (土) 掲載)

お知らせ

環境影響評価法に基づき「JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。
平成二十八年二月十二日
JFEスチール株式会社
代表取締役社長 柿木厚司

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】名称 JFEスチール株式会社 / 代表者 代表取締役社長 柿木厚司 / 所在地 東京都千代田区内幸町三二二一三

【対象事業の名称、種類及び規模】名称 JFE扇島火力発電所更新計画 / 種類 ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル)発電方式 / 規模 出力十九万キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】神奈川県川崎市川崎区扇島一番地一

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】神奈川県川崎市川崎区 / 幸区 / 中原区 / 横浜市鶴見区 / 神奈川区 / 西区 / 南区 / 港北区 / 東京都大田区

【準備書の縦覧の場所、期間及び時間等】
一、縦覧場所 / 神奈川県環境農政局環境部環境計画課 (神奈川県横浜市中区日本大通) / 神奈川県かながわ県民センター (神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二二四一三) / 神奈川県川崎県センター (神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇) / 横須賀三浦地域政総合センター (神奈川県横須賀市日出町二九九一九) / 県央地域政総合センター (神奈川県厚木市水引二二二一三) / 湘南地域政総合センター (神奈川県平塚市西八幡一三二二〇) / 県西地域政総合センター (神奈川県小田原市狹間一三二二〇) / 川崎市環境局環境評価室 (川崎区宮本町) / 川崎区役所 (川崎区東田町八) / 大師支所 (川崎区東門前二二二一) / 田島支所 (川崎区綱管通二二二七) / 幸区役所 (幸区戸手本町二二二一) / 日吉出張所 (幸区南加瀬一七二一七) / 中原区役所中原区小杉町三二二四五 / 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課 (中区真砂町二二二二) / 鶴見区役所 (鶴見区鶴見中央三二二〇一) / 神奈川区役所 (神奈川区広台太田町三二二八) / 西区役所 (西区中央一五二一〇) / 中区役所 (中区日本大通三二二五)

【縦覧期間】平成二十八年二月十二日(金)から平成二十八年三月十四日(月)まで、但し閉庁日は除く。当社の施設については、土曜日、日曜日、祝日は除く。なお、三月二十八日(月)まで閲覧できます。

三、縦覧時間 / 午前九時から午後五時まで。
なお、準備書の電子版は、当社ホームページにおいて平成二十八年二月十二日(金)から三月二十八日(月)までご覧いただけます。

【意見書の提出】準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。提出の際は、縦覧場所に備え付けの用紙、または当社ホームページに掲載の用紙をご利用下さい。
【意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項】
一、提出期限 / 平成二十八年三月二十八日(月) 必着
二、提出先 / 下記へ郵送 / 郵便番号二〇一〇八六八 神奈川県川崎市川崎区扇島一番地一 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(京浜地区) 総務部総務室宛
三、意見書の提出に必要な事項
①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
②意見書の提出の対象である準備書の名称(「JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書」と記載して下さい)
③準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい)
なお、意見書に記載された個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
【説明会を開催する日時及び場所】
一、二月二十一日(日) 十時〇〇分 / 十二時〇〇分 / サンピアン
かわさき (川崎市立労働会館) (川崎市川崎区富士見二二二五二二)
二、二月二十二日(月) 十九時〇〇分 / 二十時〇〇分 / 横浜市鶴見公会堂 (横浜市鶴見区豊岡町二二一 フォーガー 六、五二二)
三、三月七日(月) 十九時〇〇分 / 二十時〇〇分 / サンピアン
かわさき (川崎市立労働会館) (川崎市川崎区富士見二二二五二二)
四、三月八日(火) 十九時〇〇分 / 二十時〇〇分 / サンピアン
ツセンター (大田区大森本町二二二二五)
【お問い合わせ先】JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(京浜地区) 総務部総務室 電話〇四四一三二二一(一)九(但し、平成二十八年二月十二日(金)から平成二十八年三月二十八日(月)まで。

当社ホームページに掲載したお知らせの内容



JFE スチール 株式会社

環境への取り組み

平成28年2月12日
JFEスチール株式会社

「JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書」の 送付および縦覧開始について

当社は、平成28年2月12日、環境影響評価法に基づき、「JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書」を経済産業大臣に届出するとともに、神奈川県知事、川崎市長、横浜市長、東京都知事、大田区長へ送付いたしました。

また、環境影響評価法に基づき、平成28年2月12日（金）より、本準備書の縦覧を以下のとおり行います。

■発電所の計画概要

名称	: JFE扇島火力発電所更新計画
種類	: 既設1号機を汽力から、ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)へ更新
規模	: 19万kW
燃料	: 副生ガス(高炉ガス、コークス炉ガス及び転炉ガス)、都市ガス
所在地	: 神奈川県川崎市川崎区扇島1番地1 (JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(京浜地区)敷地内)
運転開始時期	: 平成31年8月(予定)

■環境影響評価準備書の縦覧について 縦覧場所

縦覧場所	所在地
神奈川県環境農政局環境部環境計画課	横浜市中区日本大通1
神奈川県かながわ県民センター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
神奈川県川崎県民センター	川崎市幸区堀川町580
横須賀三浦地域県政総合センター	神奈川県横須賀市日の出町2-9-19
県央地域県政総合センター	神奈川県厚木市水引2-3-1
湘南地域県政総合センター	神奈川県平塚市西八幡1-3-1
県西地域県政総合センター	神奈川県小田原市荻窪350-1
川崎市環境局環境評価室	川崎市川崎区宮本町1
川崎市川崎区役所	川崎市川崎区東田町8
川崎市川崎区役所大師支所	川崎市川崎区東門前2-1-1
川崎市川崎区役所田島支所	川崎市川崎区鋼管通2-3-7
川崎市幸区役所	川崎市幸区戸手本町1-11-1
川崎市幸区役所日吉出張所	川崎市幸区南加瀬1-7-17
川崎市中原区役所	川崎市中原区小杉町3-245
横浜市環境創造局政策調整部 環境影響評価課	横浜市中区真砂町2-22

横浜市鶴見区役所	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
横浜市神奈川区役所	横浜市神奈川区広台太田町3-8
横浜市西区役所	横浜市西区中央1-5-10
横浜市中区役所	横浜市中区日本大通35
横浜市南区役所	横浜市南区浦舟町2-33
横浜市港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
東京都環境局総務部環境政策課	東京都新宿区西新宿2-8-1 第2本庁舎8階
東京都環境局多摩環境事務所	東京都立川市錦町4-6-3
大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課	大田区蒲田5-13-14
大田区大森東特別出張所	大田区大森南4-9-1
大田区大森西特別出張所	大田区大森西2-3-3
大田区入新井特別出張所	大田区大森北1-10-14
大田区馬込特別出張所	大田区中馬込3-25-5
大田区池上特別出張所	大田区池上1-29-6
大田区新井宿特別出張所	大田区中央1-21-6
大田区嶺町特別出張所	大田区田園調布本町7-1
大田区田園調布特別出張所	大田区田園調布2-20-1
大田区鶴の木特別出張所	大田区南久が原2-30-5
大田区久が原特別出張所	大田区久が原4-12-10
大田区雪谷特別出張所	大田区東雪谷3-6-2
大田区千束特別出張所	大田区南千束2-16-19
大田区六郷特別出張所	大田区中六郷2-42-2
大田区矢口特別出張所	大田区矢口2-21-14
大田区蒲田東特別出張所	大田区蒲田本町2-1-1
大田区蒲田西特別出張所	大田区西蒲田7-12-7
大田区糞谷特別出張所	大田区西糞谷2-14-13
大田区羽田特別出張所	大田区羽田4-23-7
JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(京浜地区)	川崎市川崎区南渡田町1-1京浜ビル1F

縦覧期間

平成28年2月12日(金)～3月14日(月)まで
(なお、意見書の提出期限の3月28日(月)まで閲覧できます。)
関係自治体庁舎については、閉庁日を除きます。

縦覧時間

午前9時～午後5時

ホームページでの公表

準備書及びその要約書は、当社ホームページにおいても平成28年2月12日(金)から平成28年3月28日(月)までご覧頂けます。
下記リンクより、準備書及び要約書の閲覧ができます。(閲覧のみ可能、ダウンロード不可)

◇環境影響評価準備書

 [表紙・目次\(298KB\)](#)

- 📄 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(123KB)
- 📄 第2章 対象事業の目的及び内容①(1.5MB)
- 📄 第2章 対象事業の目的及び内容②(1.5MB)
- 📄 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(3.1 自然的状況)①(1.5MB)
- 📄 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(3.1 自然的状況)②(1.6MB)
- 📄 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(3.1 自然的状況)③(1.9MB)
- 📄 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(3.1 自然的状況)④(1.1MB)
- 📄 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(3.2 社会的状況)(1.7MB)
- 📄 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果(1.76MB)
- 📄 第5章 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解(351KB)
- 📄 第6章 計画段階環境配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解(1.3MB)
- 📄 第7章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容(467KMB)
- 📄 第8章 方法書についての意見と事業者の見解(1.2MB)
- 📄 第9章 方法書に対する経済産業大臣の勧告(190KB)
- 📄 第10章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(1.9MB)
- 📄 第11章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言(118KB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.1-1 大気環境)①(2.1MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.1-1 大気環境)②(1.4MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.1-1 大気環境)③(1.2MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.1-1 大気環境)④(2.1MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.1-1 大気環境)⑤(1.1MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.1-1 大気環境)⑥(700KB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.1-2 大気環境)(1.9MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.1-3 大気環境)(1.2MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.2 水環境)①(1.9MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.2 水環境)②(1.6MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.2 水環境)③(1MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.3-1 動物)(1.7MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.3-2 動物)(1MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.4-1 植物)(690KB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.4-2 植物)(652KB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.5 生態系)(1.9MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.6 景観)(800KB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場)(0.47MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.8 廃棄物等)(262KB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.1.9 温室効果ガス等)(290KB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.2 環境保全のための措置)(1.5MB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.3 事後調査)(314KB)
- 📄 第12章 環境影響評価の結果(12.4 環境影響の総合的な評価)(1.5MB)
- 📄 第13章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(160KB)

◇環境影響評価準備書 要約書

- 📄 環境影響評価準備書 要約書①(2MB)
- 📄 環境影響評価準備書 要約書②(1.2MB)
- 📄 環境影響評価準備書 要約書③(1.9MB)

◇環境影響評価準備書 法対象条例環境影響評価準備書

- 📄 表紙・目次(161KB)
- 📄 第1章～第7章(605KMB)
- 📄 第8章 環境影響評価(8.1 緑)(1.1MB)
- 📄 第8章 環境影響評価(8.2 建造物の影響)(596KB)
- 📄 第8章 環境影響評価(8.3 地域社会)(1.8MB)
- 📄 第8章 環境影響評価(8.4 安全)(742KB)
- 📄 第9章～第13章(525KB)
- 📄 資料編①(1.8MB)
- 📄 資料編②(1.2MB)

◇環境影響評価準備書 法対象条例環境影響評価準備書 要約書

- 📄 環境影響評価準備書 要約書①(2MB)
- 📄 環境影響評価準備書 要約書②(1.2MB)
- 📄 環境影響評価準備書 要約書③(1.9MB)
- 📄 法対象条例環境影響評価準備書 要約書(1.3MB)

📄 環境影響評価準備書のあらまし(1.18MB)

📄 環境影響評価準備書 法対象条例環境影響評価準備書のあらまし(1.18MB)

住民説明会の開催

- (1) 日時:2月21日(日)10:00～12:00 場所:サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)
- (2) 日時:2月22日(月)19:00～21:00 場所:横浜市鶴見公会堂
- (3) 日時:3月7日(月)19:00～21:00 場所:サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)
- (4) 日時:3月8日(火)19:00～21:00 場所:大森スポーツセンター

意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、弊社宛に書面(添付の意見書用紙)にて意見をお寄せください。

- (1) 意見書の記載事項
 - ・ 氏名及び住所(法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
 - ・ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 - ・ 本準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)
- (2) 意見書の提出期限
平成28年3月28日(月)まで[必着]
- (3) 意見書の提出先
〒210-0868
神奈川県川崎市川崎区扇島1番地1
JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(京浜地区) 総務部総務室 宛
📄 意見書用紙のダウンロード
📄 意見書用紙の作成要領 ダウンロード

お問い合わせ先

JFEスチール株式会社 東日本製鉄所(京浜地区) 総務部総務室
TEL:044-322-1119
(土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

以上

📄 戻る

意見書用紙

(No.)

「JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書」に対する意見書

平成28年 月 日

〒 -

ご住所

ご氏名

連絡先

環境影響評価法第18条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

意見の項目	意見の内容及びその理由

意見の項目の例

事業計画、環境全般、大気質、騒音・振動、水環境、動物・植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス、その他

【備考】

- 意見書：環境影響評価法施行規則第12条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。
なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。
その際は、意見書上の（No. ）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
- 提出先：【平成28年 2月12日（金）から 3月28日（月）まで】
〒210-0868 川崎市川崎区扇島1番地1
JFEスチール株式会社 東日本製鉄所（京浜地区）総務部 総務室宛
- 提出期限：平成28年 3月28日（月）〔必着〕

【注】

- ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはありません。
- 弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。
なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

第2章 環境影響評価準備書について提出された意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は14件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原文のまま記載した。

1. 事業計画

	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1号機の出力が現状13.5万kW → 方法書25万kW → 今回19万kWと増強されるが、売電するのですか。他の2～4号機の稼働率を下げるのですか。電気は余るので、その分燃料の使用量を下げて、大気汚染を減少させるべきである。</p>	<p>当製鉄所では、所内で必要とする電力の大部分を高炉、コークス炉及び転炉から発生する副生ガスを燃料として発電した電力で賄っています。本事業は、1号機の老朽化に伴い高効率の新1号機に更新するものです。</p> <p>更新後は、新1号機、2号機、3号機、4号機で発電を行う計画です。なお、4号機は製鉄所内の廃熱回収ボイラで発生した蒸気のうち、製鉄所で使用した残余の蒸気により発電をしますので、燃料の使用及び排ガスの排出はありません。</p> <p>発電所で使用する副生ガス年間使用量は更新前後で変わりませんが、高効率な運転となることから補助燃料である重油・都市ガスの使用量が減少します。</p> <p>製鉄所等で使用する電力が発電電力より少ない場合は余剰となり売電することもあります但し限定的です。また、不足する場合は東京電力から買電します。</p> <p>扇島火力発電所では、新1号機の利用率を上げ、2・3号機の利用率を下げることにより発電所全体での高効率な運用を行い、補助燃料の使用量を減らすことなどから、ばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）及び二酸化炭素排出量は現状より低減します。</p>

2. 大気質

意見の概要	事業者の見解
<p>2 二酸化窒素(NO_2)の環境基準は、日平均値の0.06ppmを達成しさえすれば良いのかのような説明になっているが、当時の環境庁専門委員会が扱った疫学報告書で、日平均値0.04ppm以下の場合でも健康被害が生ずるとしている。だから、川崎市も条例で環境目標値として日平均値0.02ppmを掲げ、現在の対策目標として「日平均値0.04ppm又はそれ以下」としているのである。日平均値の0.06ppmを目標としたのでは、環境保全の改善に繋がらない。</p>	<p>二酸化窒素に係る環境基準は、昭和53年7月11日に、従来の環境基準(1時間値の1日平均値0.02ppm以下)から、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下」と改定されました。</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企第262号)によると「新環境基準は、国民の健康を十分に保護し得るものであり、環境基準の改定によって国民の健康保護に問題の生じるおそれはない」と記載されています。また、川崎市の現在の対策目標値も「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下」と環境基準と同じであることから、これにより評価しました。</p>
<p>3 NO_2の量は低下するが、しかし、0.04～0.06ppmの下限值をめざしている川崎の行政に合わせるべきである。</p>	<p>本事業では、新1号機は窒素酸化物抑制対策として、低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置を設置し、新1号機を最大限利用することから、扇島火力発電所全体の窒素酸化物の排出量は現状より34%低減する計画としました。</p>
<p>4 NO_xは、光化学オキシダント(O_x)やPM2.5の原因物質ともなる(達成しているが)ので、さらに対策をたてるべき。</p>	<p><参考> 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企第262号)の抜粋</p> <p>改定の理由について</p> <p>従来の二酸化窒素に係る環境基準は、昭和46年6月までの限られた科学的知見を基として十分安全性を見込んで、昭和48年5月に設定されたものである。</p> <p>環境庁長官は、中央公害対策審議会に対しこの数年で格段に豊かになった二酸化窒素の健康影響に係る内外の科学的知見に基づき、環境基準設定の基礎となる判定条件及び指針について純粋に学問的立場から検討を依頼することとし、昭和52年3月28日諮問した。諮問を受けた審議会は昭和53年3月22日環境庁長官に答申。答申は動物実験、人の志願者における研究、疫学的研究など二酸化窒素の生体影響に関する内外の最新の科学的知見を評価し、地域の人口集団の健康を適切に保護することを考慮して指針として提案した。</p> <p>環境庁長官は答申を最大限に尊重し、各方面の意見をも慎重に検討、考慮した結果、現在の環境基準を改定すべきであると判断した。</p>

	意見の概要	事業者の見解
5	<p>発電用燃料の使用量について、現状と将来の合計を比べてみると重油を約半分とし、都市ガスも減ることになっている。他方、3種類の副生ガスの使用量は全く同じである。JFE スチールは、川崎市内で二酸化硫黄の排出量がトップ企業なのだから、都市ガスの量をもっと増やし2・3号機の重油の使用をなくすなど、副生ガスとのバランスを公害削減の観点から改善すべきである。</p>	<p>新1号機では、燃料として副生ガスと都市ガスを使用します。発電所全体で、副生ガスの使用量は現状と将来で変わりませんが、高効率の新1号機を導入することにより、発電所全体で使用する補助燃料の重油、都市ガスが減少することになります。</p> <p>副生ガスの供給量が減少する際には都市ガスか重油により補うこととなりますが、2号機、3号機については設備の構成上、都市ガスの使用には制約があり、不足する場合は重油を使用することとなります。重油の使用をなくすことはできませんが、設備の運用により使用量を低減するよう努めます。</p>
6	<p>この際、2・3号機に係る窒素酸化物や硫黄酸化物の排出濃度についても1号機並みにもっと大幅に改善すべきである。</p>	<p>今回は、1号機の老朽化に伴い高効率の新1号機に更新するものです。2・3号機については現状の設備を維持管理しながら使用する計画です。</p> <p>新1号機の利用率を上げ、2・3号機の利用率を下げることにより扇島火力発電所全体での更なる効率的な運用、重油の使用量低減及び、大気汚染物質の排出量の低減に努めます。</p>

	意見の概要	事業者の見解
7	<p>大気の子測評価について</p> <p>①PM2.5についての子測評価がされていないのは問題である。</p>	<p>①本事業は、老朽対策として1号機を高効率の新1号機に更新いたします。新1号機は、硫黄酸化物低減対策として、補助燃料として重油に換えて硫黄分のない都市ガスを使用すること、窒素酸化物抑制対策として低NOx燃焼器及び排煙脱硝装置を採用すること、ばいじん抑制対策として燃料系統に湿式の電気集じん機を設置することとしています。</p> <p>したがって、更新後の扇島火力発電所のばい煙の年間排出量は、微小粒子状物質(PM2.5)の二次生成粒子の基である硫黄酸化物を216tから206t、窒素酸化物を2,074tから1,148t、また、PM2.5の一次粒子を含むばいじんを284tから187tとそれぞれ、5%、45%、34%低減します。これらのことから、PM2.5は環境影響評価項目として選定していません。</p> <p>なお、PM2.5の子測については、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」(平成24年3月、環境省総合環境政策局)によると、二次粒子の大気中での挙動が複雑であり、シミュレーションでも十分な子測精度が確保されていないことが記載されています。また、「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について中間取りまとめ(案)」(平成27年3月、中央環境審議会大気・騒音振動部会、微小粒子状物質等専門委員会)によると、固定発生源からの一次生成粒子の測定方法においては、煙突から排出直後に大気と混合・冷却により凝縮・粒子化する凝縮性ダストの課題がある、と記載されています。したがって、本事業の煙源を対象としたPM2.5の子測・評価については難しいものと考えますが、新1号機の供用後も適切な運転管理を行い、大気汚染物質の排出抑制に努めてまいります。</p>

	意見の概要	事業者の見解
7	<p>(前ページからの続き)</p> <p>②「川崎市の地域別環境保全水準である、『環境基準等を越えないこと』に整合しているものと評価する」としているが、</p> <p>ア、二酸化窒素の年平均値の予測結果は、将来濃度は環境基準相当値の下限值(年平均値 0.019ppm)を越えており、また浮遊粒子状物質の将来濃度も市の環境目標値(0.0125mg/m³)を越えている。</p> <p>イ、二酸化窒素の日平均値の予測結果は、将来濃度は環境基準の下限值(日平均値 0.04ppm)を越えており、また浮遊粒子状物質の将来濃度も市の環境目標値(日平均値 0.075mg/m³)-実測高濃度日-を越えている。</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>②「川崎市の地域別環境保全水準である、『環境基準等を越えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。』に整合しているものと評価する。」と準備書に記載した「環境基準等」は、川崎市の対策目標値と同じである「環境基準」を用いました。環境基準は、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として定められています。</p> <p>ア、二酸化窒素に係る環境基準の年平均相当値は「0.019ppm から 0.030ppm までのゾーン内又はそれ以下」であることから、予測結果はこれにより評価しました。また、浮遊粒子状物質は環境基準の年平均相当値 0.031mg/m³により評価しました。</p> <p>イ、二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下」であることから、予測結果はこれにより評価しました。また、浮遊粒子状物質は日平均値の環境基準「1時間値の1日平均値が 0.1mg/m³以下」により評価しました。</p> <p>また、実測高濃度日の予測結果において、二酸化窒素や浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度が環境基準を上回っている場合は、将来環境濃度に対する新1号機の寄与の程度(寄与率)及び環境保全措置を講じることを勘案し評価しました。</p>

	意見の概要	事業者の見解
7	<p>(前ページからの続き)</p> <p>③ 2009(平成 21)年度の大師局で、二酸化硫黄の 1 時間値 0.1ppm が 2 時間超過したことが記載されている。特殊気象条件下の予測については、過去の二酸化硫黄濃度の環境基準値(1 時間値 0.1ppm)超過の事実についても検証すべきである。当日の気象条件などは以下のようにになっていたが、いずれも風上には、事業者を含む大規模工場製・事業所などがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2009 年 5 月 12 日 11 時 大師測定局 1 時間値 0.169ppm、南南東の風 4.3m/s ・ 2009 年 8 月 12 日 22 時 大師測定局 1 時間値 0.132ppm、南の風 3.7m/s 	<p>(前ページからの続き)</p> <p>③川崎市大師分室の平成 21 年度から平成 26 年度までの二酸化硫黄の調査結果によると、平成 21 年度は 1 時間値が 0.1ppm を超過した時間数が 2 時間出現していますが、平成 22 年度～平成 26 年度においては、1 時間値が 0.1ppm を超過した時間は出現していません。</p> <p>新 1 号機の二酸化硫黄の特殊気象条件下の高濃度の予測としては、逆転層形成時、煙突ダウンウォッシュ発生時、内部境界層によるフュミゲーション発生時の予測を行っており、予測結果では、内部境界層によるフュミゲーション発生時の寄与濃度が最も高く 0.0036ppm と予測され、将来環境濃度は 0.0136ppm と 1 時間値の環境基準 0.1ppm を下回っています。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>8 微小粒子状物質(PM2.5)を、環境影響評価項目に選定しないのは承服できない。1号機から3号機の合計で、窒素酸化物が1,148t、硫黄酸化物が206t、煤塵が187tとそれぞれ大量に排出する計画(説明会における回答)であるというのに大問題である。環境基準が定められていて、6年半にも経つのに選定しないのはどう考えてもおかしい。いまや、微小粒子状物質(PM2.5)が健康被害の主役になっていることへの認識が希薄であると云わざるを得ない。</p>	<p>本事業は、老朽対策として1号機を高効率の新1号機に更新いたします。新1号機は、硫黄酸化物低減対策として、補助燃料として重油に換えて硫黄分のない都市ガスを使用すること、窒素酸化物抑制対策として低NOx燃焼器及び排煙脱硝装置を採用すること、ばいじん抑制対策として燃料系統に湿式の電気集じん機を設置することとしています。</p> <p>したがって、更新後の扇島火力発電所のばい煙の年間排出量は、微小粒子状物質(PM2.5)の二次生成粒子の基である硫黄酸化物を216tから206t、窒素酸化物を2,074tから1,148t、また、PM2.5の一次粒子を含むばいじんを284tから187tとそれぞれ、5%、45%、34%低減します。これらのことから、PM2.5は環境影響評価項目として選定していません。</p>
<p>9 PM2.5については、完成時にデータもそろそろから、事後アセスにておこなうことを決意すべき。</p>	<p>なお、PM2.5の予測については、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」(平成24年3月、環境省総合環境政策局)によると、二次粒子の大気中での挙動が複雑であり、シミュレーションでも十分な予測精度が確保されていないことが記載されています。また、「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について中間取りまとめ(案)」(平成27年3月、中央環境審議会大気・騒音振動部会、微小粒子状物質等専門委員会)によると、固定発生源からの一次生成粒子の測定方法においては、煙突から排出直後に大気と混合・冷却により凝縮・粒子化する凝縮性ダストの課題がある、と記載されています。したがって、本事業の煙源を対象としたPM2.5の予測・評価については難しいものと考えますが、新1号機の供用後も適切な運転管理を行い、大気汚染物質の排出抑制に努めてまいります。</p>

3. 動物・植物

	意見の概要	事業者の見解
10	<p>緑の量を増やす計画をしっかりとてること。</p>	<p>発電設備計画地においては、既設駐車場を撤去し、その南側の既設緑地の樹木を伐採する計画です。可能な限り既設緑地は残す計画ですが、約 10,000m² の既設緑地を伐採することになるため、製鉄所内に約 10,400m² の代替の緑地を設けます。</p> <p>動植物の生息地または生育地となるようできるだけまとまった緑地を確保し、周囲の一群の緑地と連続するように創出します。</p> <p>植栽樹種については、対象事業実施区域で生育が良好なもの、潜在自然植生における植栽適性植物、もしくは耐潮性のある種のいずれかに該当する樹種とし、高木ではスタジイ、タブノキ、エノキ、中低木ではウバメガシ、ヒメユズリハ、ヤブツバキ、低木ではシャリンバイ、トベラ、マサキ等を植栽することで生物多様性に配慮した緑地計画とします。</p>

4. 温室効果ガス等

	意見の概要	事業者の見解
11	<p>二酸化炭素の排出量は、合計で現状の178.36万 t-CO₂/年から将来は170.93万 t-CO₂/年へ、ほんのわずかな削減にとどまっているが、昨年末のCOPパリ会議の合意事項から見て、事業者として自主的に、もっと大幅に削減すべきである。既設の2・3号機は一定程度削減させるとしながら、新設の1号機は2倍近く増加させるのは問題である。</p>	<p>扇島火力発電所全体の二酸化炭素排出量は、現状178.36万 t-CO₂/年から将来170.93万 t-CO₂/年に低減し、二酸化炭素排出原単位は、現状0.694kg-CO₂/kWhから将来0.641kg-CO₂/kWhへ低下します。</p> <p>各燃料の発熱量当たりの二酸化炭素排出原単位は、燃料成分中の炭素(C)と水素(H)の割合により変わり、炭素の割合が高くなれば排出原単位は高くなり、水素の割合が高くなれば排出原単位は低下します。</p>
12	<p>CO₂については、地球温暖化への対策強化が求められているのでとりあげるべきである。</p>	<p>副生ガスのうち、一酸化炭素(CO)を可燃性の主要成分とする高炉ガス(BFG)、転炉ガス(LDG)は排出原単位が高く、水素成分の多いコークス炉ガス(COG)は排出原単位が低くなっています。</p> <p>号機毎に着目すると高炉ガス、転炉ガスの割合の高い新1号機、3号機は排出原単位が相対的にやや高く、コークス炉ガスの割合の高い2号機は排出原単位が相対的に低くなります。</p> <p>このように号機毎の原単位は、供給される副生ガスの種類に依存しますので、発電所全体で評価いたします。</p> <p>本事業は、1号機の老朽化に伴い高効率の新1号機に更新するものです。2・3号機については現状の設備を使用する計画です。新1号機の利用率を上げ、2・3号機の利用率を下げることにより扇島火力発電所全体での高効率な運用により補助燃料の使用量を減らすことができ、発電所全体の二酸化炭素排出原単位は低下し、二酸化炭素排出量を低減します。</p>

5. 景観

	意見の概要	事業者の見解
13	<p>煙突が、さらに1本増えるのは仕方ないと思うが、主配色がライトグレーとは周辺のスモッグとの調和を考慮したかのように気になる。煙突からの大気汚染の排出が問題とならないくらい、煙突を低くして景観を良くすることはできないのか。</p>	<p>煙突の色彩は、「川崎市都市景観条例」(平成6年川崎市条例第38号)、「臨海部色彩ガイドライン」(川崎市、平成8年)及び「NKK京浜製鉄所扇島色彩計画」(日本鋼管株式会社、平成5年)に基づき検討を行い、本体をライトグレー系色にすることで、周辺既存設備との調和に配慮しました。</p> <p>なお、ライトグレー系色につきましては川崎市の「臨海部色彩ガイドライン」においてベースカラーに使用する色の一例として挙げられています。</p> <p>煙突高さについては、煙突高さ59mも検討していましたが、大気質・景観・建物ダウンウォッシュ*1を総合的に判断し、85mに設定し、頂部をブルー系色とすることで空の青色との調和を図るものとなりました。</p> <p>注：*1 建物ダウンウォッシュとは、ばい煙(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん)を排出する煙突高さが低いと建物の周辺で発生する渦の影響で地表に高濃度をもたらす現象</p>

6. 環境監視計画

	意見の概要	事業者の見解
14	<p>大気質及び水質について、常時監視を行うとのことだが測定結果等については、事業者のホームページ等に載せ速やかに市民に対しても公表すべきである。</p>	<p>大気質及び水質については、連続測定又は定期的な測定を行うとともに測定結果等を行政に報告します。環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合は、速やかに関係機関と協議を行い、所要の対策を講じ、その結果を公表いたします。</p>